令和7年度 滋賀地方最低賃金審議会 第3回滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事録

開	催	崔 日 時 令和7年10月16日(木) 9時24分~11時55分						
開	催	場	所	滋賀労働局 共用会議室				
				公益代表委員	出席2人	(定数3人)		
出	席	状	況	労働者代表委員	出席 3 人	(定数3人)		
				使用者代表委員	出席 3 人	(定数3人)		
				事務局	3人			
				公益代表委員	片山 聡	木下康代		
	席		者	労働者代表委員	鈴木敏和	谷口一幹	松井大介	
出				使用者代表委員	池田賢也	池田健	三浦浩明	
				事務局	青木労働基準部長 足立賃金室長、			
				田原労働基準監督官				
+	要	議	題	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(金額				
主	安	武	起	審議)				
議	事	=	録	別紙のとおり				

○足立室長

ただ今から、「令和7年度 第3回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうご ざいます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員2名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計8名 のご出席をいただいています。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第 2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部 会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの進行を、片山部会長にお願いします。

○片山部会長

おはようございます。

最終の専門部会となりますので、労使合意でまとまりますよう皆様、ご協力、よ ろしくお願いします。

それでは、議題の「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

前回に引き続いて、労・使それぞれと個別協議を行います。

まず、労働者側から協議を行いますが、検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

20分でお願いします。

○片山部会長

では、9時45分から労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明してください。

○足立室長

別協議に当たり、待機・検討していただく部屋として、4階のテレビ会議室と5階の労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は4階のテレビ会議室を、使用者側委員は5階の労働基準部長室を ご使用していただきます。

私と田原がご案内します。

○片山部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○片山部会長

それでは、専門部会を再開します。

これまで、労使双方と個別協議を重ねてまいりました。その結果、令和7年度の「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金」は、現行の時間額1,062円に53円引上げ、時間額1,115円に改正することで労使双方の意見の一致をみました。

皆さま、異議はございませんか。

○労使各委員

異議なし。

○片山部会長

全会一致と認めます。

これにより本専門部会は「全会一致」により結審しましたので、このことを 10 月 29 日に開催される第 5 回本審に報告します。

事務局は「専門部会報告(案)」の作成をお願いしますが、どれくらい時間が必要ですか。

○足立室長

5分いただきます。

○片山部会長

11時 50分まで、休会といたします。

○片山部会長

専門部会を再開します。

では、「専門部会報告(案)」の朗読をお願いします。

○田原監督官

それでは、専門部会報告書(案)を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、専門部会委員のお名前は省略させていただき、別紙 につきましては、最低賃金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会 会長 木下康代 殿

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

部会長 片山 聡

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月 26 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

最低賃金額 1時間 1,115円

効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

○片山部会長

ただ今の「専門部会報告(案)」について、ご質問等はありませんか。

[質問等なし]

ないようでしたら、これをもって、令和7年度 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会報告としますので、10月29日に開催される第5回滋賀地方最低賃金審議会に報告しますので、(案)をとって、日付欄に今日の日付を入れてください。

事務局は、専門部会報告後の取り扱いについて、説明してください。

○足立室長

ただいま決定しました専門部会報告から効力発生までの流れについて、ご説明い

たします。

専門部会報告を10月29日に開催される第5回滋賀地方最低賃金審議会に報告し、 専門部会報告書について審議いただき、審議会において採決し、滋賀地方最低賃金 審議会会長から滋賀労働局長に答申されることになります。

答申後は、最低賃金法第 15 条第 3 項の準用による第 11 条第 1 項に基づき、当日中に答申の要旨を公示し、異議の申し出を受け付けます。異議申出期限は、同条第 2 項に基づき「公示のあった日から 15 日以内」ですので、11 月 13 日までとなります。

例年、特定(産業別)最低賃金に係る異議の申し出はありませんが、仮に、異議申出があった場合は、11月14日に、同法第11条第3項に基づき、第6回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議し、結論を出して、異議申出に係る審議会意見を滋賀労働局長に答申することとなります。

答申後は、11月28日に改正決定の官報公示を行い、12月28日から効力が生じる こととなります。

以上です。

○片山部会長

今の事務局からの説明に質問等はありますか。

[質問等なし。]

ないようですので、最後に、青木労働基準部長からご挨拶があります。

○青木部長

皆さま、お疲れさまでした。

本日、第3回の専門部会で結審しましたことにあらためて感謝を申し上げます。 現在、4業種の特定最低賃金専門部会で審議を行っていただいていますが、本部 会が最初に結審しました。改正額につきましては、法定どおりの発効に向けて事務 処理を進めてまいりますとともに改正後の最低賃金額について、関係業種のすべて の事業主と労働者に周知と履行確保が図られますよう万全を尽くしていきたいと考 えておりますので、今後ともお力添えをよろしくお願いします。

以上、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

皆さま、お疲れさまでした。ありがとうございました。

○片山部会長

ありがとうございました。

その他、何かありますか。

○足立室長

事務局から滋賀地方最低賃金審議会、本審委員の皆様にお知らせします。

第5回滋賀地方最低賃金審議会を10月29日(水)午前10時からこの会場で開催いたしますので、ご出席、よろしくお願いします。

また、例年、異議申出はございませんが、異議申出があった場合は、11 月 14 日 (金) 午前 10 時 00 分からこの会場で異議に係る審議を行いますので、こちらの日 程も確保をよろしくお願いいたします。

なお、14日の審議会開催の有無は、11月13日午後6時までにメールで全委員に お知らせいたしますので、メールチェックについてもよろしくお願いします。

以上です。

○片山部会長

委員の皆様には、大変お忙しい中、部会運営にご協力いただき、結審することが できましたことに感謝申し上げます。

これで、「令和7年度 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。